

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）のお知らせ

～ 平成21年度の保険料 計算の方法と軽減の仕組み ～

平成21年度の保険料は、平成20年の所得を基に計算します。
 ただし、4月分、6月分および8月分の年金から差し引く保険料は、暫定的に平成19年の所得を基に計算しています。

正式な保険料は、支払方法とともに、6月に個別にお知らせします。

年間保険料の計算方法（平成21年度）

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割} \\ \hline \text{【一人当たりの額】} \\ \hline 43,143\text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割} \\ \hline \text{【所得※1に応じた額】} \\ \hline (\text{平成20年の所得}-33\text{万円}) \times 9.63\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{1年間の保険料} \\ \hline \text{(限度額50万円)} \\ \hline \end{array}$$

注) 1年間の保険料について

* 月の途中で加入した場合は、加入月からの月割になります。

例) 8月15日に加入⇒1年間の保険料÷12か月×8か月(8月～翌年3月)＝**長寿医療制度の保険料**

* 100円未満の端数は切り捨てます。

※1 所得とは、前年の収入から必要経費(公的年金等控除額や給与所得控除額など。)を差し引いた額であり、社会保険料控除、医療費控除、配偶者控除などの「所得控除」を適用する前の額です。
 なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

所得の低い方は保険料が軽減されます

①均等割の軽減

所得の低い方は、均等割43,143円が次の例のとおり軽減されます。

例) 年金収入のみの場合

年金収入		平成20年度の均等割	平成21年度の均等割
一人世帯	夫婦二人世帯※2		
168万円以下		8.5割軽減後 6,300円	7割軽減後 12,942円
上記のうち被保険者全員が、年金収入が80万円以下で所得が0円		8.5割軽減後 6,300円	9割軽減後 4,300円
—	192万5千円以下	5割軽減後 21,571円	5割軽減後 21,571円 (平成20年度と同額)
203万円以下	238万円以下	2割軽減後 34,514円	2割軽減後 34,514円 (平成20年度と同額)

※2 一方の所得が0円(年金収入120万円以下)の場合

②所得割の軽減

前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減されます。

例) 年金収入180万円の場合

* 軽減判定⇒180万円-120万円(公的年金等控除)-33万円(基礎控除)=27万円<軽減に該当>

* 所得割⇒27万円×9.63%×5割=**13,000円**

被用者保険の被扶養者だった方は保険料が軽減されます

長寿医療制度に加入する前、被用者保険の被扶養者だった方は、加入してから2年間、保険料が軽減されます。

平成21年度は、均等割が9割、所得割が全額軽減されます。⇒**1年間の保険料4,300円**

詳しくは、次のところへ
お問い合わせください。

町民課生活環境グループ
北海道後期高齢者医療広域連合

電話
電話

5-1111
011-290-5601